

1 地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定について

(1) 背景及び趣旨

私たちの社会は、少子高齢化の進行による人口減少、家族のつながりや近所付き合いなどの希薄化、価値観の多様化、雇用環境の変化等の多様な要因により、社会経済情勢が大きく変化しています。

これらの変化により本市においても、高齢者単身世帯や生活困窮世帯の増加、自殺や孤立死、ひきこもりなどの社会的孤立、ダブルケアや8050問題、ヤングケアラーなど、既存の福祉制度だけでは十分な対応が難しい、複雑化・複合化したさまざまな「地域生活課題」が生じています。

このような状況に対し、本市においては、「スマートシティ会津若松」を掲げ、健康や福祉、教育、防災、エネルギー、交通、環境などさまざまな分野でICTをツールとした取組を推進し、「ICT関連産業の集積によるしごとづくり」、「ICTを活用した生活の利便性向上」、「データ分析を活用したまちの見える化」を進めることによって、人口減少に歯止めをかけ「住み続けることのできるまち」の実現を目指してきました。

福祉分野において、市においては、平成28年3月に会津若松市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を、社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）においては、社会福祉協議会地域福祉活動計画（以下「地域福祉活動計画」という。）を策定し、地域生活課題の解決や人口減少の克服、地方創生の推進に取り組んできました。

令和3年3月に策定した第2期地域福祉計画からは、社会福祉協議会において策定してきた「地域福祉活動計画」と一体的に策定し、市と社会福祉協議会が連携し地域福祉を推進してまいりました。

市と社会福祉協議会では、地域住民等による行政と地域住民や各種団体、医療・福祉の専門職などの地域で生活する多様な主体の力を十分に引き出せるような環境づくりに努めていくとともに、地域住民等が、自助、互助、共助、公助を意識しながら主体的にまちづくりに参加することで、地域の多様な課題の解決に必要な仕組みづくりやお互いがつながり、支えあう「地域共生社会の実現」に向け、本計画の策定に取り組んできました。

(2) 国の動き

国においては、平成12年に社会福祉法を改正し、新たに「地域福祉」の考えを導入し、家庭や地域の中で障がいの有無や年齢等にかかわらず、人としての尊厳を尊重し、誰もが地域の中で安心して暮らせるような支え合いの仕組みづくりの必要性を明確にしました。

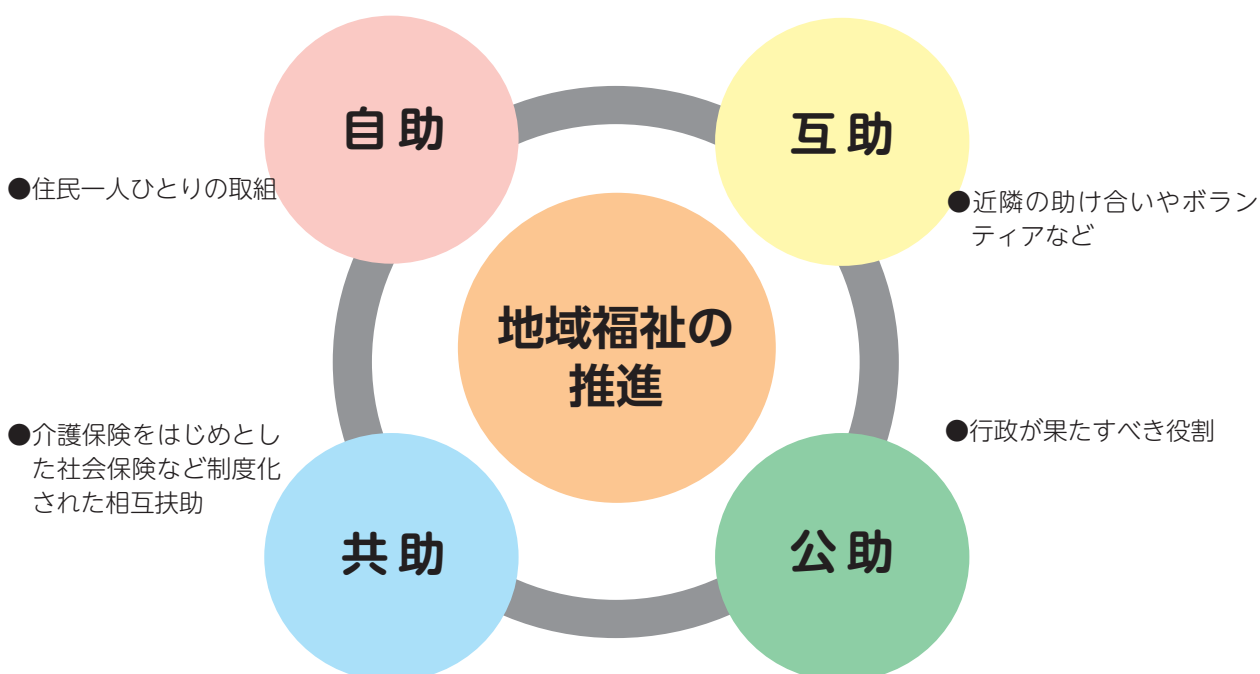
平成30年4月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の施行により社会福祉法が改正され、地域共生社会の実現に向け地域福祉推進の理念を明示するとともに、市町村は包括的な支援体制の構築に努めることとされました。

令和3年4月には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の施行により社会福祉法が改正され、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施できる「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

(3) 地域福祉とは

地域福祉とは、『**住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、地域住民等との連携のもと、ともに支え合いながら、それぞれの地域における地域生活課題を解決する**』という考え方です。

多様化する地域生活課題に対しては、自分で解決する問題なのか（自助）、地域の協力で解決する問題なのか（互助）、専門職や行政の支援が必要な問題なのか（共助・公助）を考え、それぞれに何ができるのかという視点で、地域全体が力を合わせて課題解決に取り組む地域福祉の考え方が必要です。



(4) 地域共生社会とは

地域共生社会とは、制度や分野による「縦割り」や「受け手」や「支え手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを創っていく社会のことです。

第2期地域福祉計画においては、「お互いさま」の気持ちで地域のすべての人がつながる「お互いさまでみんなをつなぐまち」を「会津若松市版地域包括ケアシステム」の目指す姿としていましたが、第3期計画においては、「会津若松市版地域包括ケアシステム」をさらに深化させたものとして、地域共生社会の実現を目指していきます。

また、地域共生社会の実現に向け、市町村における包括的支援体制の構築を進めるため、「重層的支援体制整備事業」が新たに創設されました。

(5) 重層的支援体制整備事業とは

「重層的支援体制整備事業」とは、令和3年4月の改正社会福祉法の施行により創設された事業で、法第106条の4第2項に位置づけられています。

本事業は、介護保険制度、障がい者支援制度、子ども・子育て支援制度、生活困窮者自立支援制度などによる単独の制度だけでは、円滑な支援が難しい、複雑化・複合化した地域生活課題に対応できる包括的な相談支援体制を構築するための事業で、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業です。

本市では、令和5年度から移行準備事業に着手し、令和7年度から本事業に移行しました。

(6) 地域福祉と持続可能な開発目標 (SDGs)

SDGs (エスディーゼーズ) とは、「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称であり、2015年(平成27年)9月の国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、2030年(令和12年)までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。17のゴールと169のターゲットから構成されています。

地域福祉においても持続可能な地域社会の実現を目指し、地域の一員としてSDGsの視点を持って、地域生活課題に対応していく必要があります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



<本計画に関連する主なもの>



1 貧困をなくそう



2 飢餓をゼロに



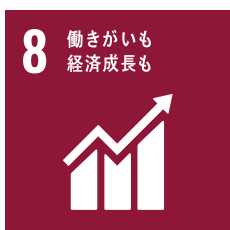
3 すべての人に健康と福祉を



4 質の高い教育をみんなに



5 ジェンダー平等を実現しよう



8 働きがいも経済成長も



10 人と国の不平等をなくそう



11 住み続けられるまちづくりを



16 平和と公正をすべての人に



17 パートナーシップで目標を達成しよう

2 地域福祉計画・地域福祉活動計画について

(1) 計画の位置づけ

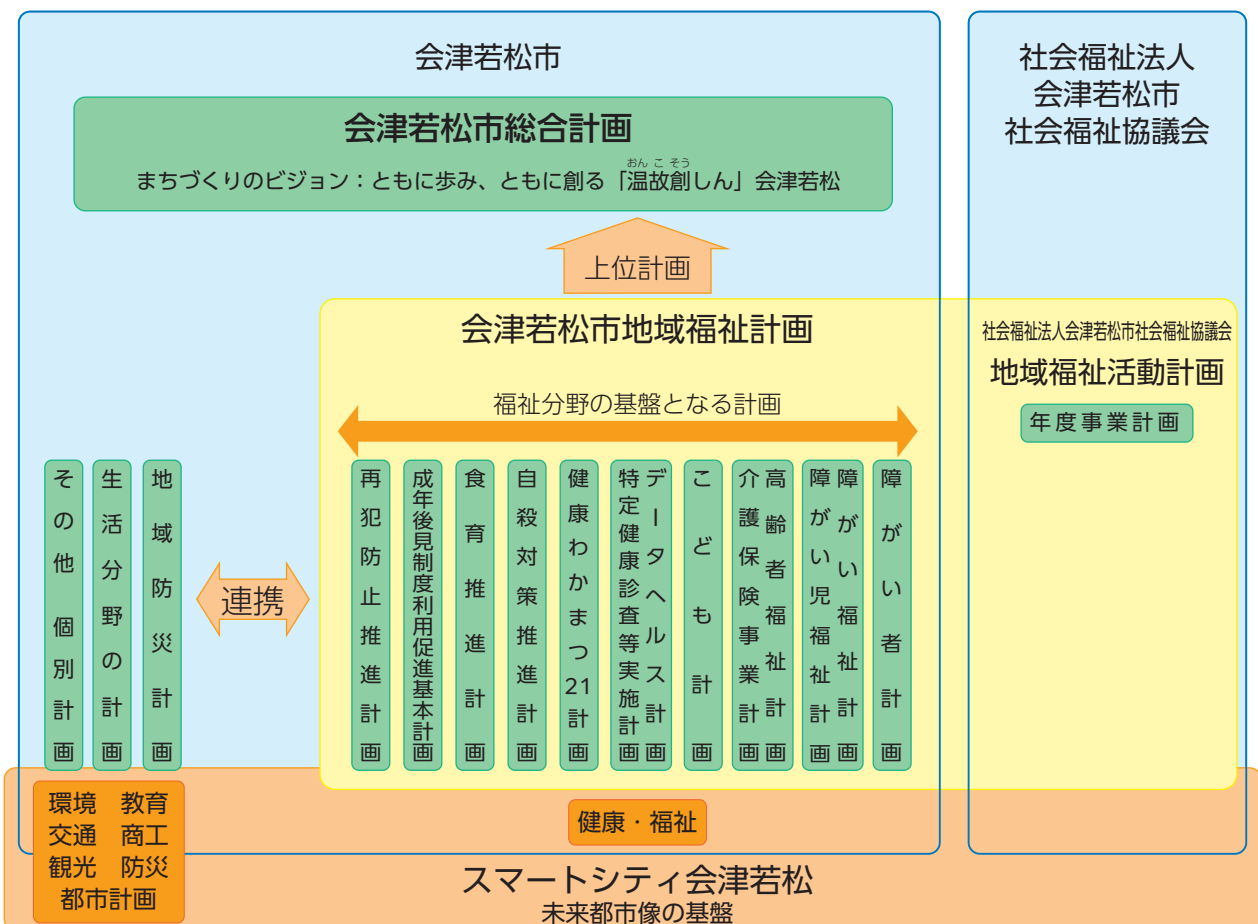
「会津若松市地域福祉計画」は、本市のまちづくりの最上位計画である「会津若松市第7次総合計画」の健康福祉分野の政策「健やかで思いやりのある地域社会の形成」や子ども・子育て分野の施策「次代を創る子どもたちの育成」を実現するための基盤として、高齢者、障がい者、子ども・子育て、健康づくりといった福祉分野における上位計画に位置づけ、共通の理念と取組を定めることで、各分野横断の地域住民等が参画する地域福祉の推進によって、地域生活課題の解決を図るべく、社会福祉法第107条の規定に基づき行政が策定するものです。

「社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条に規定する民間組織である社会福祉協議会が、地域住民や関係機関との連携による地域福祉活動の実践に向け策定するもので、社会福祉協議会の活動の指針となるものです。

本市の地域福祉を推進していく上で、市と社会福祉協議会が同じ方向を目指し、連携していくことが必要であることから、今回も両計画を一体的に策定するものです。

また、本市には、健康福祉分野の計画以外にも、市民一人ひとりの生活に関わる関連分野の計画があることから、各計画との連携を図り、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に向け、地域福祉を推進していきます。

<計画の位置づけ>



(2) 計画の構成

地域福祉計画は、第1章から第5章までと第7章から第9章で構成されます。

また、福祉サービスと再犯の防止、成年後見制度などの必要な支援を包括的に提供する必要があるので、次の計画等を包含します。

- ▶再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」
 - ▶成年後見制度の利用促進に関する法律第14条に規定する「市町村計画」
 - ▶平成26年3月厚生労働省社会・援護局長通知に規定する「生活困窮者自立支援方策」
- 地域福祉活動計画は、第1章から第6章までと第9章から構成されます。

(3) 計画期間

令和8年度から令和13年度までの6年間

<本市における各計画の期間>

計画の名称	令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
総合計画	→			令和9年度～令和18年度（予定）→				
地域福祉計画	→		令和8年度～令和13年度→					
障がい者計画	令和6年度～令和11年度→							
障がい福祉計画・障がい児福祉計画	令和6年度～令和11年度→							
高齢者福祉計画・介護保険事業計画	→			令和9年度～令和11年度→				
こども計画	→	令和7年度～令和11年度→						
データヘルス計画・特定健康診査等実施計画	令和6年度～令和11年度→							
健康わかまつ21計画	令和6年度～令和17年度→							
自殺対策推進計画	令和6年度～令和17年度→							
食育推進計画	→		令和8年度～令和12年度→					
成年後見制度利用促進基本計画	→		令和8年度～令和13年度→					
再犯防止推進計画	→		令和8年度～令和13年度→					

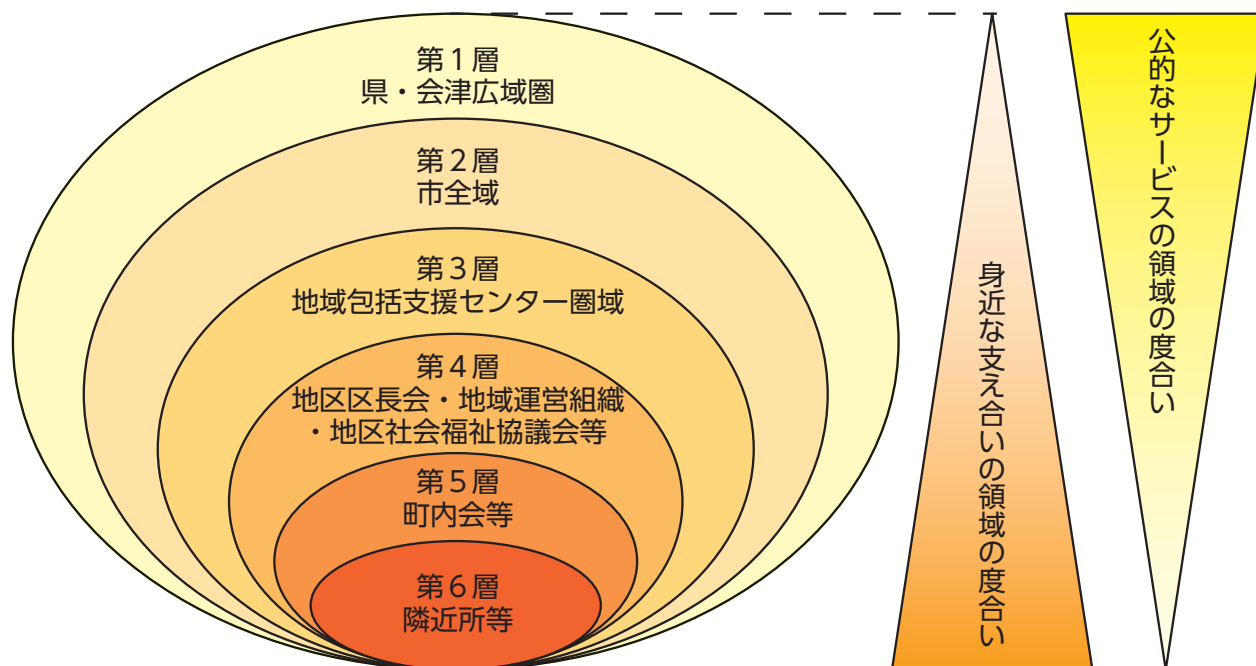
(4) 計画の考え方と圏域

本市においては約 383km²の面積に約 11 万人の住民が生活していますが、地域ごとに抱える地域生活課題はさまざまです。こうした地域生活課題の解決を図るために地域住民、行政、社会福祉関係団体等の各々に期待される取組や、求められる取組、各々の協力体制の在り方等を考える上では、地域住民の生活範囲に応じた活動圏域を意識していくことが重要となります。

本計画においては、地域住民を中心として、最も小さな「隣近所等」を最少範囲とし、そこから「町内会等」、「地区区長会・地域運営組織・地区社会福祉協議会等」、「地域包括支援センター圏域」、「市全域」、「県・会津広域圏」と徐々に広がる6つの重層的な活動圏域を想定しています。例えば、「隣近所等」の範囲では、近隣住民同士が顔見知りであることや、地域サロン活動等に代表されるように、目的を共有して活動を行う任意団体等があることから、比較的、住民同士の協力や支え合いによって身近な問題には対応しやすいのですが、複雑かつ大きな課題は、人手や財源不足等の要因により、解決が困難となる場合があります。こうした場合、「隣近所等」よりも広範囲な「町内会等」や「地区区長会・地域運営組織・地区社会福祉協議会等」にまで圏域を広げ、より多くの地域住民の参画を促していくことや、公的なサービスの度合いを高めていくことで課題の解決へとつながる場合があります。

また、これまで実施したアンケートや意識調査では、「隣近所等」から「町内会等」にかけた範囲が、日常生活や地域における活動を意識した場合に、最も身近な活動圏域であると実感しているという意見が多かったことから、こうした点も考慮し、地域福祉活動の基盤づくりを進めていきます。

<日常生活における重層的な活動圏域>



(5) 計画策定に向けた取組

本計画は、令和5年度から令和7年度までの3年をかけて策定に取り組んできました。策定にあたり、市民アンケートやパブリック・コメントを実施し、地域住民等の意見を反映しました。

また、第2期地域福祉計画の進行管理を行う地域福祉計画等推進会議の意見のほか、地域福祉を推進する中で取り組んできた地域ケア会議をはじめとしたさまざまな場における意見交換の内容も数多く反映されています。

これは、今後、行政とともに地域福祉を推進していくことが期待されている地域住民等の多様な主体の意見を反映することで、計画の実効性を高めていく必要があると考えたからです。

<これまでの取組経過>

令和3年度～ 令和4年度	<ul style="list-style-type: none">▶ 地域福祉計画等推進会議を開催し、専門的な見地から意見をいただきました。▶ 地域ケア会議等に参加し、地域の現状や固有の課題の把握、地域福祉の広報・周知を行いました。
令和5年度	<ul style="list-style-type: none">▶ 地域福祉計画等推進会議を開催し、専門的な見地から意見をいただきました。▶ 地域ケア会議等に参加し、地域の課題や現状の把握、地域福祉の広報・周知を行いました。▶ 「更生保護活動・再犯防止等に関するアンケート」、「地域福祉推進アンケート」を実施し、更生保護や地域における課題や現状、第2期地域福祉計画の策定後の意識変化等の把握を行いました。
令和6年度	<ul style="list-style-type: none">▶ 地域福祉計画等推進会議を開催し、専門的な見地から意見をいただきました。▶ 地域ケア会議等に参加し、地域の現状や固有の課題の把握、地域福祉の広報・周知を行いました。▶ 市役所内の部局横断的な会議を開催し、多様な視点からの意見交換を行いました。
令和7年度	<ul style="list-style-type: none">▶ 地域福祉計画関係課長会議及び地域福祉計画等推進会議を開催し、専門的な見地から意見をいただきました。▶ 地域ケア会議等に参加し、地域の現状や固有の課題の把握、地域福祉の広報・周知を行いました。▶ パブリック・コメントを実施し、計画への意見をいただきました。▶ 市役所内の部局横断的な会議を開催し、多様な視点からの意見交換を行いました。

第1章
計画策定にあたり

第2章
地域福祉の現状

第3章
第2期計画の検証

第4章
第3期計画の考え方

第5章
施策とその展開

第6章
地域における重点取組

第7章
再犯防止に向けた取組

第8章
成年後見制度の利用促進

第9章
計画の推進体制

資料編